

双葉町駅西地区西エリア 宅地利活用事業者選定に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和7年9月

双葉町

目次

1. 公募の趣旨(目的)	3
2. 対象地の概要.....	3
3. 公募条件および土地利用に関する基本的な条件	4
4. 選定方法	5
5. スケジュール	5
6. 参加資格条件.....	7
7. 提案書類等	8
8. 審査基準と評価項目	9
9. 優先交渉権者の決定・事業者との協議	10
10. 契約条件および事業実施条件	11
11. その他留意事項	12
12. 問い合わせ先	13

1. 公募の趣旨(目的)

JR 双葉駅西側には、周囲の谷戸地形や農地の風景と調和する形で、公営住宅である「駅西住宅」が整備されています。双葉町では、「復興まちづくり計画(第三次)」において、駅西エリアを「良好な住宅地を形成するエリア」と位置づけ、現在も整備を進めております。本募集は、その駅西住宅に隣接する宅地の売却にあたって、公募型プロポーザル方式(企画提案と価格の総合評価)により当該宅地の有効活用を図る上で最適な事業者を選定するものです。

事業者からの提案を通じて、この宅地の立地特性を活かしつつ、定住促進と地域経済の活性化の両立を図ることを目的としています。応募者には、周辺環境や地域ニーズを踏まえた、具体的かつ実現可能な事業内容の提案を求めます。

2. 対象地の概要

◇ 所在地: 双葉町大字長塚字蛭子堂

◇ 敷地面積: 8,739.88 m²

(※)対象地の地番、各筆毎の面積、最低売却価格(単価)等については、別紙「対象地一覧表」にて示します。造成工事終了後に実施する測量を経て、最終的な敷地面積が確定します。確定次第、対象地一覧表を更新します。

◇ 用途地域: 第一種住居地域及び無指定(建ぺい率 60%・容積率 200%)

◇ 防火地域の指定: なし

◇ 補足:

- インフラ(上下水道・電気・ガス)は整備済みです。こちらの詳細は別途配布する資料を参照して下さい。なお、現況は更地であり、現状有姿での引渡しとなります。
- 別途配布する資料を希望する者は後述の「参加表明・応募登録受付期間」内に、「12.問い合わせ先」まで、秘密保持に関する確認書(様式第6)の提出をお願いします。提出が確認され次第、資料を送付します。なお、確認書の提出にあたっては、印鑑証明書(3か月以内のものに限る。)を添付してください。

【配布資料一覧】

①インフラ関連資料

上下水道、電気等に関する整備状況・引込状況、取出し位置図等の詳細資料

②地質調査結果

対象地における地盤調査(ボーリングデータを含む)の結果

③対象地 CAD データ

対象地区画図の CAD データ(DWG 形式)

3. 公募条件および土地利用に関する基本的な条件

(1) 最低売却価格

最低売却価格は、別紙「対象地一覧表」に記載のとおりです。提案者は、後述の「譲渡申出価格」(購入希望価格)を最低売却価格以上で提示する必要があります。なお、本件土地の敷地面積は造成工事完了後の確定測量により増減する可能性があることから、実際の最低売却価格は、確定した面積に単価を乗じて再計算した金額とします。

(2) 土地利用目的・用途条件

町は、当該地に期待する土地利用に関する最低限の要件として次の内容を定めています。提案者は、これらを十分に考慮した上で、創意工夫を凝らした具体的かつ実現可能な土地利用計画を提案してください。

◇ エリア

- 提案を求めるエリアは対象地全体とする。

◇ 主用途

- 都市計画の用途地域に合致する住宅を主体とした開発とすること。
- 敷地の一部には、都市計画の用途地域に合致する範囲で、商業・サービス機能や交流拠点機能の導入も可能です。具体的には、日常生活の利便性を高める飲食店や物販等、地域に賑わいや雇用を生み出す土地利用の導入を奨励します。
- 住宅の規模・戸数やターゲット層(単身世帯、子育て世帯、高齢世帯等)は提案者の創意に任せますが、双葉町の現況や将来のまちづくりの構想(※)を踏まえ、多様な居住ニーズに対応した町の定住促進等に寄与する計画とすること。

(※)双葉町復興まちづくり計画(第三次)

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/9248.htm>

双葉駅東地区まちづくり基本構想

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/12195.htm>

◇ 調和・景観への配慮

- 周辺の住宅地や環境と調和し、景観やコンセプトを損なわないものとする。
- 町が策定している双葉駅西地区街並みガイドライン(西エリア編)を参照し、建物の高さや意匠等について、周辺の景観や生活環境に十分配慮されたものとなるようにすること。

(3) 禁止される土地利用

本事業の目的および地域の健全かつ安全なまちづくりの推進の観点から、以下に該当する用途での土地利用は一切認められません。

- A) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第3項ただし書きによる許可を要する用途
- B) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業および同第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途
- C) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体およびその構成員がその活動のために利用する用途
- D) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条の規定による観察処分を受けた団体およびその関係者が使用する用途
- E) その他、前各号に掲げるもののほか、公序良俗または公共の福祉に反すると町が認める用途

4. 選定方法

双葉町が設置する審査委員会(非公開。町職員と外部有識者計7名程度で構成)において総合的な評価を行い、最も優れた提案を行った事業者を売却先(優先交渉権者)として選定します。なお、応募が一者のみであった場合にも、審査委員会による評価を行います。

評価にあたっては、企画提案内容(計画)の評価点と価格提案の評価点を合計した総合得点を算出し、これをもって順位付けを行います。企画提案と価格の配点比重はそれぞれ、企画提案(90点)、価格提案(10点)とし、合計100点で評価します。

審査委員それぞれが採点し集計した合計点の最高点を獲得した提案者を優先交渉権者とし(なお、合計点が同点の場合は、その同点の提案者の中で、より多くの審査委員から高得点(より上位の評価)を付けられた提案者を、優先交渉権者として選定します)。

万一、全ての提案が所定の基準点(満点の6割)に満たないと審査委員会が判断した場合には、優先交渉権者を選定せず、本募集を不調とすることがあります。この場合、町は条件を見直した上で再公募等を検討します。

5. スケジュール

以下のスケジュールでプロポーザル手続きを進めます。日程は町の都合等により変更する場合があります。その際は速やかに町ホームページ等で通知します。

- ◇ 募集公告・実施要領の公表: 令和7年9月22日(月)
- ◇ 参加表明・応募登録受付期間: 公告日～令和7年11月28日(金)午後5時必着
 - 応募を検討する事業者は、「7.提案書類等」の「参加申込関係」に掲げられた

書類を上記期間内に提出してください。

- 提出された書類により参加資格確認を実施し、令和7年12月5日(金)付けで参加資格確認結果通知書を発送します。
- なお、参加表明後に、参加を辞退することになった場合には、速やかにプロポーザル参加辞退届(様式第7)を提出してください。

◇ 現地見学会: 令和7年10月21日(火)

- 希望者多数の場合は日程を追加する可能性があります。参加は任意ですが、現地の状況を踏まえた提案とするため可能な限りご参加ください。
- 参加を希望する場合は、令和7年10月15日(水)までに、所定の様式(様式第8)に必要事項を記入のうえご連絡ください。なお、参加人数は、各事業者5名程度を上限とさせていただく場合があります。

◇ 質問書受付期間: 公告日～令和7年11月14日(金)午後5時必着

- 質問は電子メールで受け付けます。所定の質問様式(様式第9)に記入の上、受付期間内に送付してください。なお、質問は1申請者につき1回までとします。
- 質問への回答は令和7年11月21日(金)までの間に町ホームページ上で随時公開します(質問者名は非公表)。
- 募集要項の情報と質問書の回答に差異があった場合には、後者を優先して判断してください。

◇ 企画提案書類提出期限: 令和7年12月23日(火)午後5時必着

- 提出書類の詳細は後述「7. 提案書類等」を参照してください。参加登録を行った事業者は、期限までに提案書類一式を提出してください。持参提出(役場2階復興推進課)、郵送(当日必着)いずれも可とします。提出後の差替え・追加提出は認めません。

◇ プレゼンテーション・ヒアリング: 令和8年1月15日(木)(予定)

- 各提案者の具体的な対応日時は企画提案書類提出後、別途通知します。
- 実施時間は、各提案者40分(提案25分、質疑15分)以内を目安とし、出席者は説明者を含めて3人以内とします。
- スクリーン及びプロジェクターは本町で準備しますが、パソコンその他の必要な機器は提案者で準備してください。

◇ 審査委員会による評価・優先交渉権者の決定・公表: 令和8年1月23日(金)

◇ 仮契約締結: 令和8年2月中旬(予定)

- 町と優先交渉権者との間で不動産売買の仮契約(議会の議決を停止条件とする)を締結します。

◇ 町議会承認・本契約締結: 令和8年3月上旬(予定)

- 仮契約は、町議会の議決を得た時点で自動的に本契約へ移行し、以後は本

契約に基づく権利義務関係が発生します。契約条件は本実施要領及び応募提案内容に基づき作成します。

◇ 土地引き渡し: 令和8年3月下旬(予定)

6. 参加資格条件

本要領に基づき事業提案に参加しようとする者(以下「参加者」という。)は、次に掲げる条件をすべて満たしていることを要件とします。参加にあたっては、企業体(以下「企業グループ」という。)を組んで共同参加することができます。

同一の参加者が複数の提案に関与することは認められていません。

- A) 日本国籍を有する個人若しくは国内に本店を有する法人
- B) 自ら提案した土地利用計画を、適切かつ遅滞なく実施できる者
- C) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員でないこと
- D) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)及び破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく手続き開始の申立てがなされていないこと
- E) 次に該当する者がいないこと
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
 - ・ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第3項に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められる者
 - ・ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - ・ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - ・ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく処分を過去及び現在において受けている団体及びその代表者、主催者又はその他の構成員
- F) 契約締結に際し、本町が犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)に準じて必要に応じて行う本人確認※に応じることができること
※ 本人確認により取得した個人情報については、法令の規定に準じ、本人の同意なく行政庁に提供することがあります。
- G) 法人税及び事業税の滞納がないこと。個人の場合は、市町村民税(住民税、

固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税)の滞納がないこと

H) 個人が参加する場合において、破産者であった者である場合は、既に復権を得ていること

共同参加する場合は、企業グループ内から代表する1社(以下「代表者」という。)を選定するとともに、代表者を含めた全構成員の役割が明確にわかるよう、連合体調書(様式第3)を作成してください。代表者が本町との連絡窓口となり、手続き全般を行い、業務遂行の責を負うものとします。また、企業グループの全構成員が上記に掲げる条件をすべて満たしていることを要件とします。

7. 提案書類等

応募に際して提出が必要な書類は次のとおりです(書式は別紙の様式を使用してください)。提案書類はすべて日本語で作成し、日本語通貨、日本の標準時、計量法に定める単位を使用してください。所定の様式の必要箇所には必ず参加者名を明記してください。

☆ 参加申込関係(正本1部) ※参加表明・応募登録に必要な資料

- 参加表明書(様式第1) ※企業グループで応募する際は、代表者が申請して下さい。
- 会社概要(様式第2)
- 企業グループの場合は連合体調書(様式第3)
- 誓約書(様式第4) ※全構成員の分を提出してください。
- 直近3期分の財務諸表(貸借対照表・損益計算書)
- 主要事業実績の資料(類似開発プロジェクト(※)の概要紹介など)
(※)住宅団地の分譲など、地方自治体による公有地の払下げに係る開発案件等
 - ✓ グループ応募の場合は全構成員の分も提出してください。
- 法人登記簿謄本
 - ✓ 交付から3か月以内のもの
- 印鑑証明書
 - ✓ 交付から3か月以内のもの

☆ 企画提案書類(様式自由)。(正本1部。副本8部)

企画提案書類には、以下の内容を含めるものとし、その様式はA4サイズ、本文のフォントは10pt以上で作成し、簡易製本して提出してください。企画提案書類は全部で20ページ以内とし、表裏で印刷する場合も「表面」を1ページとして数えてください(なお、A3サイズでの提出も認めますが、その場合はA4換算で全体20ページ以内(A3は1枚=A4の2ページ相当)としてください。)。正本には応募者名を明示してください。副本には応募者名が安易に推測できる記載をしないでください。

- 事業概要(事業コンセプト・趣旨)
 - ✓ 提案事業の基本コンセプトや狙いを記述してください。また、事業概要には、双葉町の地域課題への対応方針や、周辺環境との調和、住宅等の入居者を確保するための広報戦略を盛り込むとともに、定住促進・地域活性化への寄与ポイントを明示してください。
 - ✓ 地域の回遊性を高める工夫、地域行事への協力など、本事業を通じた地域社会への具体的な貢献策があれば記述してください。
- 土地利用計画
 - ✓ 敷地全体の利用計画図・配置図(配置計画平面図)、各建物の概要(用途、高さ階数、延床面積、戸数等)、主要な施設の配置と動線計画を記載してください。
 - ✓ 必要に応じて参考パース等を添付してください。隣接道路等周辺環境との接続がある場合はその概要が分かる資料も添付してください。
- 建築計画の概要
 - ✓ 建物の概略設計方針(デザインコンセプト、外観イメージ、構造・規模、ターゲット、戸当たり床面積など)、環境・防災配慮の具体策(耐震構造、ZEH 対応など)も記載。
- 事業計画書
 - ✓ 事業スケジュール(対象地取得から設計・施工・竣工・開業までの想定スケジュール。対象地を分割してエリア毎に計画を立てる際は、各エリアのスケジュールが分かるようにしてください。)
 - ✓ 事業実施体制(竣工後の施設運営方針(賃貸住宅の場合の管理体制、商業施設の場合のテナント誘致策など)も分かるようにしてください。)
- 事業収支計画
 - ✓ 事業に係る概算事業費(用地費用を含む)および資金調達計画、想定収入(賃料収入等)と費用、投資採算性の見通し等を記載してください。
- ◇ 価格提案書(1部)
 - 価格提案書(様式5)
 - ✓ 価格は0円単位まで記載。価格提案書は他の提案書類と分けて密封提出してください。

8. 審査基準と評価項目

本要領で定めた審査基準に基づき提案内容の審査・採点を行います。主な評価項目は次のとおりです(各評価項目の配点満点は100点中の内数を示します)。

提案書類を基にプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、各項目を総合的に判断して評価を行います。

- A) 事業概要の妥当性・将来性(満点:25点)
- 提案事業のコンセプトが双葉町の目指す将来像に合致しているか
 - 住宅・商業等の用途構成や施設配置は合理的で無理がなく、需要に見合ったものか
 - 地区の景観や環境に配慮された優れたデザインや建築計画となっているか
 - 双葉町にとって将来性のあるプロジェクトであるか 等
- B) 地域活性化・定住促進への寄与度(満点:25点)
- 特定ターゲット(子育て世代、高齢者世代等)を定め、そのターゲットへの効果的な訴求があるか
 - 地域の定住者の利便を高め、新たな賑わい創出や交流人口拡大に資する商業・交流機能などの創意工夫があるか 等
- C) 実現可能性・事業者能力(満点:25点)
- 事業収支計画は合理的かつ持続的経営が可能な水準か
 - 資金調達計画に合理性があるか
 - 提案企業のこれまでの実績や社内リソースを踏まえ、予定どおりに事業を遂行できる体制・経験を備えているか 等
- D) 地域貢献・地元連携(満点:15点)
- 地域行事・活動への協力体制・内容が具体的に提案されているか
 - そのほか、地域への具体的な貢献策が提案されているか 等
- E) 価格提案(満点:10点)
- 価格点の算定は、以下の計算式で算出します。なお、小数点第一位は四捨五入して整数で価格点を算出します。
- 参加者の譲渡申出価格/参加者の中で最も高い譲渡申出価格 × 10

9. 優先交渉権者の決定・事業者との協議

審査委員会の結果を受け、双葉町は最高得点の応募者を優先交渉権者として決定します。優先交渉権者には文書で通知するとともに、町ホームページ上で事業者名を公表します。

優先交渉権者に選定された事業者は、通知受領後ただちに町との間で契約締結に向けた協議を開始します。協議事項は、応募提案内容の最終確認および契約条項の調整です。原則として応募提案時の計画や条件から後退しない範囲で細部を調整することになります。協議が整い次第、町と優先交渉権者との間で仮契約を締結します。この仮契約は、議会の議決を停止条件とするものであり、町議会の議決を経て効力が発生します。議決が得られた場合には、仮契約は自動的に本契約へと移行し、以降は契約に基づく権利義務関係へ移行します。

10. 契約条件および事業実施条件

◇ 売買代金の支払い

- 売買代金は本契約締結後60日以内の町が指定する日までに納入していただきます。
- 契約に係るすべての費用は、事業者にて負担してください。

◇ 所有権移転・引渡し

- 売買代金完納後、速やかに所有権移転登記を行い、物件を引き渡します(更地現況渡し)。
- 本件土地の契約不適合に関する対応については、契約書に定める範囲内で町が責任を負うものとし、それ以外の対応は原則として事業者の責任において行います。

◇ 事業の履行義務

- 購入者は提案書に記載された事業計画を誠実に履行する義務を負います。
- 契約締結後、事業開始日から起算して10年間は当該提案事業を継続し、町の承認なく事業目的や計画を大幅に変更・中止しないものとします。また、同様に事業開始日から10年間は、対象地の全部又は一部を転売若しくは転貸借することは原則として認めません。ただし、応募時に提案された事業計画に基づき、提案内容の履行に資する合理的な理由がある場合には、町との事前協議・承認を経たうえでこれを可能とすることがあります。なお、土地引き渡し後、概ね2年以内の開発着手、3年以内に主要建築物の建築完了または事業開始を行うことを原則とします。やむを得ない事情等により着手が遅れる場合は、町と事前に協議のうえ、合理的な計画変更を行うことができます。分割開発を行う場合には、各期の着手予定時期を提案書に明記してください。
- やむを得ない事情で提案計画を変更する場合、事前に町と協議し承認を得てください。
- 事業計画に記載された工期から大幅に遅延するなど、提案内容の履行義務に違反し、または履行が困難であると町が合理的に判断した場合には、町は是正を求めることができます。是正がなされない場合には、町は催告なしに契約を解除することがあります。契約が解除された場合、購入者は売買代金の30%に相当する額を違約金として町に支払うものとします。
- 契約解除の際には、購入者は自己の負担により土地を原状に回復したうえで町に返還する義務を負い、町が原状回復を不要と判断した場合には、町が定める方法により損害を賠償するものとします。この際、購入者は土地に関して投下した建築費用その他の有益費・必要費について町に一切の償還請求を行えません。

- 町は、契約解除と同時に、契約に基づく買戻特約により、購入者が支払った売買代金と同額を提供することで土地を買い戻すことができることとします。

◇ 地元説明会の実施

- 契約締結後、事業者は町に事前に連絡の上、地元住民への事業計画説明会を開催してください。
- 計画内容や工事期間等を丁寧に説明し、地域の理解と協力を得るよう努めてください。説明会の開催状況について町にも報告願います。

11. その他留意事項

◇ 著作権の取扱い等

- 提案書類等の著作権は応募者に帰属します。ただし、町は、当該提案書類を本プロポーザルの審査、議会説明、住民説明、または町の広報活動等、本業務に関連する目的に限り、使用(複製・引用・要約含む)することができるものとします。町は、提案書に記載された業務ノウハウや企業秘密等の取扱いについては十分留意し、第三者への開示にあたっては、応募者と事前協議を行うものとします。

◇ 秘密の保持

- 情報公開請求等があった場合、事前に応募者と協議の上、機密指定部分については非公開とするよう努めます。ただし公的機関から法令に基づき開示を求められた場合等はこの限りではありません。

◇ 応募に要する費用

- 応募に要した一切の費用は応募者の負担とします。

◇ 募集の中止・変更

- やむを得ない事情により本募集を中止または内容変更する場合、町は速やかにその旨を公告します。中止の場合でも応募者に生じた費用補償等はありませんのでご了承ください。

◇ その他

- このほか、手続きや技術的な観点における事業上の留意点については、「【別紙】事業上の留意事項」を確認してください。
- 本要領に定めのない事項や解釈に疑義が生じた事項については、必要に応じ町と応募者間で協議の上、円滑に解決を図るものとします。ただし、個別協議により得られた重要な情報や解釈が、他の応募者の公平な判断に影響を及ぼすと認められる場合は、当該内容をすべての応募者に共有するものとします。
- また、本プロポーザル実施に関して双葉町が発する追加情報や指示は町ホームページ上の掲載や応募者への連絡により随時周知しますので見落とし

のないようご注意ください。

12. 問い合わせ先

双葉町 復興推進課 復興推進係

〒979-1495

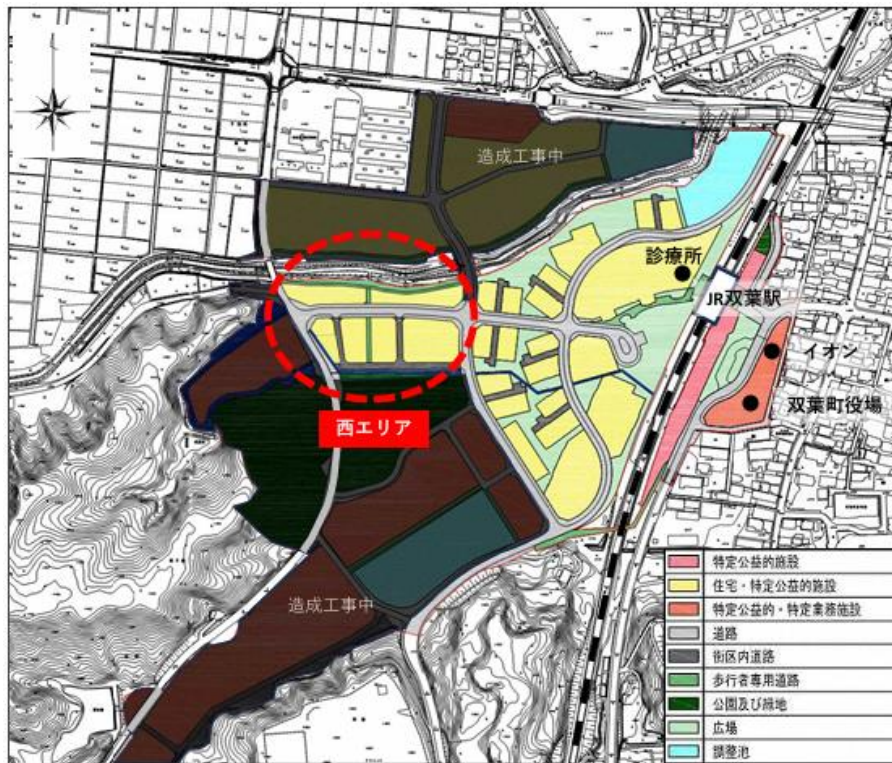
福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4

TEL:0240-33-0127 FAX:0240-33-0080

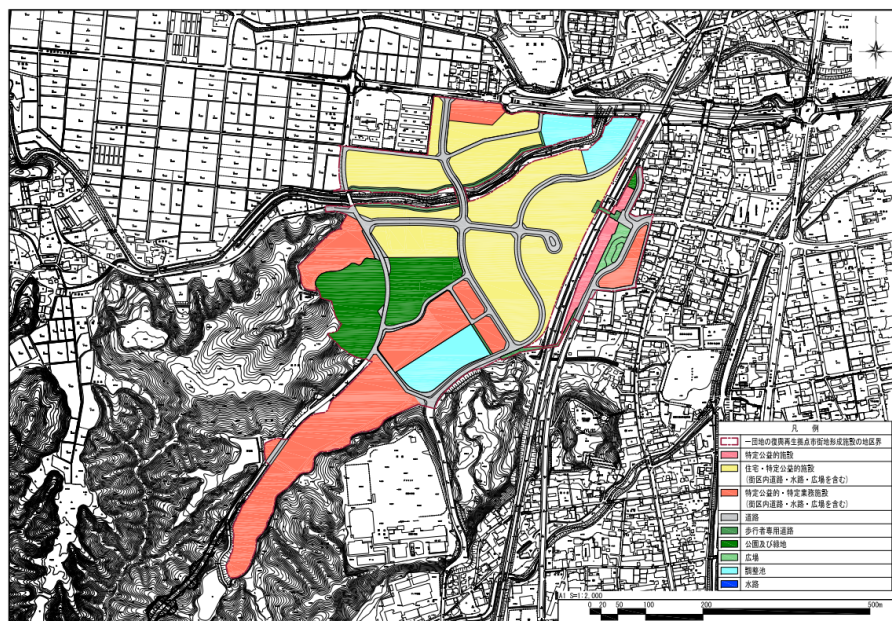
E-mail:fukko*town.futaba.fukushima.jp(*を@(アットマーク)に置き換え)

【参考資料】

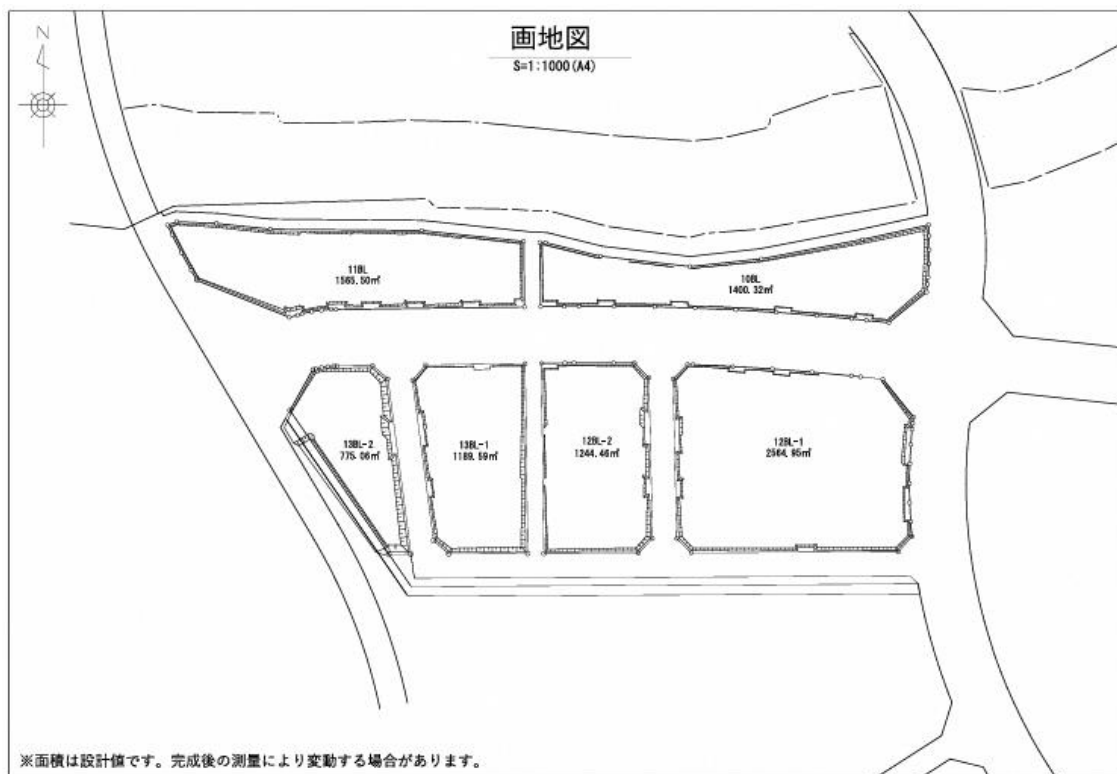
○周辺図



○土地利用計画図(双葉駅西側第一地区 一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業)



○画地図



○現地写真



【別紙】対象地一覧表

地番 ※町として設定した仮の地番になるため、登記後に正式に確定・更新します。		予定地目	予定面積 (㎡)	処分予定 単価(円/ ㎡)	最低売却価格(円) (円)
1	10BL	宅地	1,400.32	13,300	18,624,000
2	11BL	宅地	1,565.50	14,900	23,325,000
3	12BL-1	宅地	2,564.95	16,900	43,347,000
4	12BL-2	宅地	1,244.46	16,800	20,906,000
5	13BL-1	宅地	1,189.59	16,800	19,985,000
6	13BL-2	宅地	775.06	13,000	10,075,000
		合計	8,739.88		136,262,000
					(15,590 円/㎡)

【別紙】事業上の留意事項

(1) 施設建設に伴う諸手続き

区画に施設等を建設等する場合、関係法令等に伴う手続きが必要です。
事前に関係法令等を確認の上、施設等の計画を実施してください。

(2) 交通動線、舗装等の条件等

車両の出入口については、原則として、あらかじめ造作している乗り入れ箇所とします。これを変更、改変する場合は、応募者の負担において、事前に関係管理者等と協議し了解を得た上で、変更、改変するものとします。

(3) 近隣住民等への対応

応募者が行う建設工事等の近隣住民等への周知、説明対応等については、応募者において誠意をもって行い、紛争等が生じた場合も責任をもって対応するものとします。

また、契約締結以降に発生する騒音、振動、粉塵(砂ほこり等)及び施設を建設したこと起因する電波障害、騒音、風害、悪臭、日影等の周辺への影響については、応募者の責任(負担)において対策を講じるものとします。

(4) 関係機関との協議

関係法令、条例等の適用については、応募者自らの責任で確認し、関係機関と協議し、遵守してください。なお、審査委員会の審査は、関係法令等に係る適否について、行政機関等と確認のうえ判断したものではありませんので、あらかじめご承知おきください。

また、居住者等のゴミの収集等については、関係機関と協議し、その指導に従ってください。

(5) 宅地品質について

地盤強度(支持力)は位置により異なりますので、応募者は建築物の基礎工事にあたっては、応募者の責任(負担)において、地盤等を十分調査した上で必要に応じて補強するなど適切な措置を講じてください。

また、必要に応じて現況のボーリングデータ等を開示します。

(6) インフラ(上下水道・電気等)

別途配布する資料のとおり、宅地内に引込・柵設置等されておりますので、建物建築時において応募者の負担で建物への接続工事を行ってください。

なお、当該地周辺では電線の地中化を図るため、電線共同溝を整備しています。電線の引込および供給については各電線事業者にご相談ください。また、これに伴って、道路上には地上機器が設置されます。

電力	東北電力ネットワーク株式会社からの電力供給となります。 お問い合わせ先:東北電力ネットワーク株式会社
上水道	双葉地方水道企業団からの供給となります。 お問い合わせ先:双葉地方水道企業団
排水	公共汚水桝および雨水桝が設置されております。 お問い合わせ先:双葉町建設課
ガス	個別LPガスとなります。
通信	各通信事業者にご確認ください。